



平成23年5月2日
内閣府（防災担当）
農 林 水 産 省

「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

平成23年3月13日に公布した平成23年東北地方太平洋沖地震の激甚災害指定政令について、その一部を改正する政令を決定いたしました。

この政令は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「東日本大震災財特法」という。）の制定に併せ、必要な所要の措置を講ずるために制定するものです。

詳しい内容については以下のとおりです。

I 政令の概要

本政令の改正点については、以下のとおりです。

- (1) 激甚災害として指定する災害を「東日本大震災」に改めます。
- (2) 東日本大震災財特法第2条第2条の「特定被災地方公共団体」については、「公立社会教育施設（公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール等）の災害復旧事業」と「小災害債（普通交付税算入率66.5%～95.0%）」を早期に実施できるよう、激甚災害法施行令の適用の特例を定めます。
- (3) 天災融資制度による貸付けの特例について、対象都道府県に「北海道」を追加する。

（参考）4月15日の改正にて農林漁業者に対する天災融資制度による資金の貸付け措置の特例を追加しています（対象都道府県は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、三重県及び高知県）。

II 日程

5月2日（月） 公布・施行